

「私たちの健康保険」

1. 健康保険のしくみ

健康保険は、働く人と事業主が保険料を出し合って、必要な医療や給付金を受けられるよう皆さんの生活の安定を図ります。

2. 名古屋薬業健康保険組合のあらまし

2025年1月末現在

設 立	昭和35年4月1日			
組 合 に 加 入 で き る 業 種	医薬品（含医薬部外品）、化学薬品（小分包装）、医療器具・機械、介護機器・用品（福祉用具）、衛生材料の製造または卸販売および小売業			
加 入 で き る 地 域	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、富山県、石川県			
加 入 事 業 所 数	123事業所			
被 保 険 者 数	10,316人	被扶養者数	7,097人	
保 険 料 率	健康保険 9.9%		介護保険 2.0%	
	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担	事業主負担
	4.95%	4.95%	1.0%	1.0%

3. 健康保険組合の事業

①保険給付・・・病気やけがなどのときに医療費を負担します。また、休業・出産・死亡
(別表1) のときに各種給付金を支給します。

- (ア) 法定給付・・・法律で定められた給付
- (イ) 付加給付・・・組合独自の上乗せ給付

②保健事業・・・病気の予防や健康の保持・増進のための各種事業を行います。
(別表2)

4. 健康保険組合に加入する人

①被保険者（保険料を払って加入している人）

従業員が常時1人以上いる法人、5人以上いる個人経営の事業所に働く人は、就職した日に資格を取得し、退職日や死亡した日の翌日または75歳の誕生日に資格がなくなります。

②被扶養者（被保険者に扶養生計維持されていると認められた人）

日本国内に住民票がある（例外は除く）75歳未満の方で主として被保険者によって生計維持されており、年間収入が130万円（60歳以上または障害者の方は180万円）未満で被保険者の収入の2分の1未満の下記の人。

被保険者と別居でもよい人	被保険者と同居が条件の人
- 配偶者（内縁関係でもよい） 子、孫及び兄弟姉妹 - 父母、祖父母などの直系尊属	- 配偶者の父母や子など左記以外の3親等内の親族 - 内縁関係の配偶者の父母および子 - 内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

※なお、別居の場合は、上記の収入条件を満たしたうえ、かつ、被扶養者の収入が被保険者の仕送り額より少ないこととされています。

5. 保険料

(1) 毎月の保険料

被保険者が労働の対償として受けるさまざまな報酬を、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」にあてはめ、これに保険料率（40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます。）を乗じて計算します。

なお、標準報酬月額は、最低58,000円から最高1,390,000円までの50等級に分かれています。

＜標準報酬月額を決める時期＞

- ①入社したとき（資格取得時決定）
 - ・初任給等を基礎に決めます。
- ②毎年7月1日現在で（定時決定）
 - ・毎年4月・5月・6月の報酬を基礎に決め直し、その年の9月1日～翌年8月31日まで適用されます。
- ③昇降給などで給料等が大幅に変わったとき（随時改定）
 - ・昇降給などで、毎月決まってもらう給料等が大幅に変わった場合、変更のあった月から3ヶ月間の報酬を基礎に決め直し、その翌月から適用されます。

(2) 賞与等の保険料

賞与等（ボーナスや決算手当）も保険料の対象となり、賞与等支給額の1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率（40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます。）を乗じて計算します。

なお、賞与等にかかる保険料の算出基礎となる標準賞与額の上限額は、年度累計（4月～翌年3月）で573万円です。

※ ただし、年4回以上の賞与等は年額の12分の1の額を報酬に加算し「標準報酬月額」にあてはめ計算します。

